

### 第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

#### I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において原則年3回開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からスウェーデン中央銀行のイングベス議長が務めている。

#### II 組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有しているが、BISとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

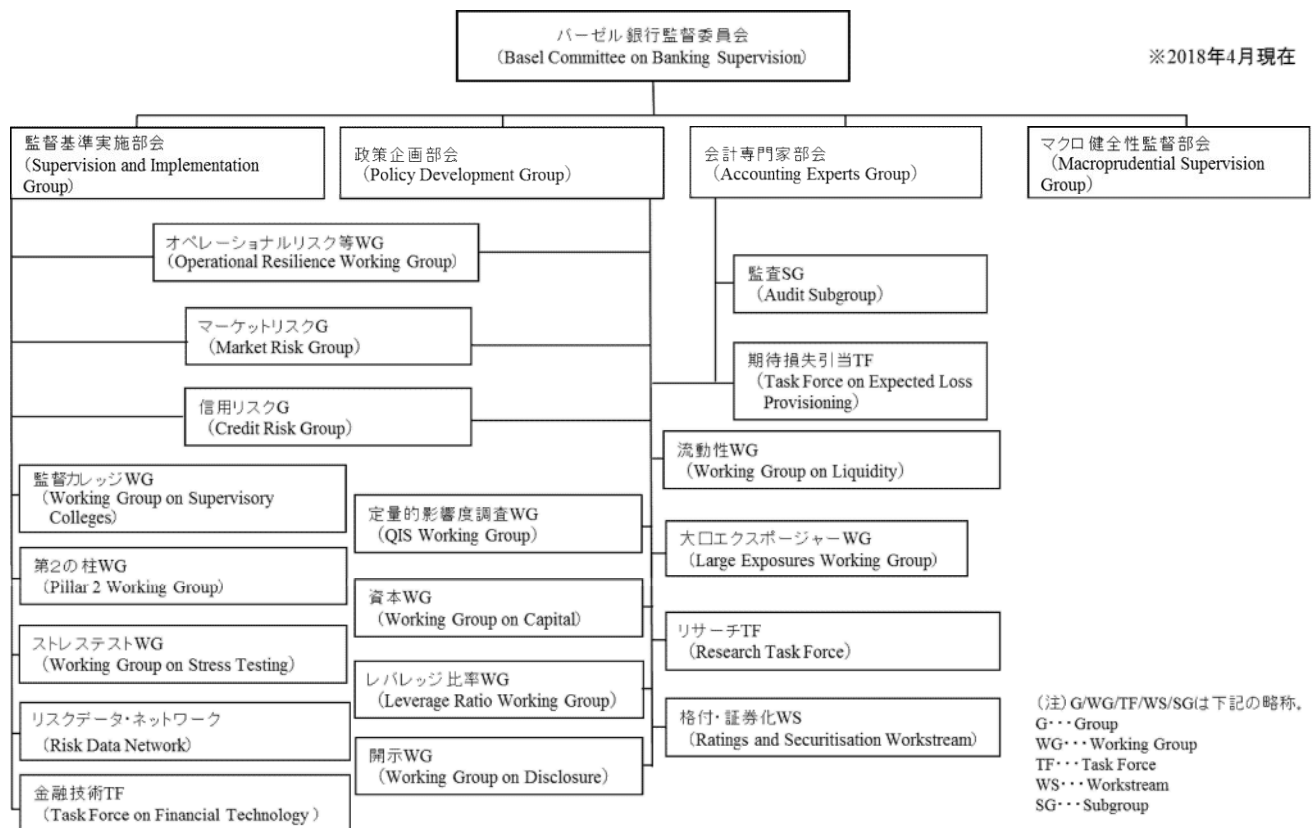
各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各

国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

### バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



### Ⅲ 主な議論

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。こうした規制改革の一環として、2017年12月、バーゼルⅢが最終化され、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直しが完了した。最終化された規制の主な内容は以下のとおり。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

#### 1. 信用リスクの見直し

##### （1）標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、様々な国や規模の金融機関に利用される信用リスクに関す

る標準的手法について、規制の簡素さを維持しつつも、外部格付や担保水準に応じてよりきめ細かなリスクウェイトを適用するなど、規制のリスク感応度を向上させる見直しを行った。なお、当該見直しは、全体的な資本賦課水準の引き上げを目的とするものではない。

## (2) 内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが(内部モデル手法)、その結果にはばらつきが見られる。バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく見直しを行った。具体的には、モデル化になじまない資産に対する内部モデルの利用を制限すると同時に、引き続き内部モデルを利用できる場合でも、リスクパラメータ(インプット)に対する下限(フロア)を修正する等の見直しを行った。

## 2. 信用評価調整(CVA)リスクの計測手法の見直し

2010年に公表されたバーゼルⅢにおいて、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる、信用評価調整(CVA:credit valuation adjustment)の時価変動リスクに対する資本賦課が導入された。

バーゼルⅢの最終化に際して、CVAリスクの計測について、各金融機関のデリバティブ取引の規模・特性等をふまえた2つの計測手法および1つの簡便法が用意された。

## 3. オペレーショナル・リスクの計測手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクの計測手法に関し、内部モデル手法である先進的計測手法(AMA)及び従来の標準的手法である基礎的手法(BIA)・粗利益配分手法(TSA)に代えて、銀行のビジネス規模指標をベースとし、損失実績も勘案する新しい標準的手法(SMA)に一本化した。

## 4. 資本フロアの導入

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、内部モデル手法に基づき算出したリスクアセットの合計額が、標準的手法に基づく算出結果を大幅に下回らないよう、一定のフロア(72.5%)を設定した。新たなフロアは、2022年から2027年の5年間で段階的に導入される予定。また、フロア適用前後におけるリスクアセットの増加率の上限を25%とする移行措置が各国裁量で導入可とされている(2027年に終了)。

## 5. レバレッジ比率規制の見直し

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は2015年1月から開始）。

バーゼルⅢの最終化に際して、G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せが求められることとなったほか、①デリバティブ取引、②有価証券の未決済取引、③オフバランスシート項目、④中銀預金のレバレッジ・エクスポージャーの定義の見直し等が行われた。

なお、2018年3月、2016年に最終化されたマーケットリスク規制の一部見直しを行う修正案に係る市中協議文書が公表された。

（上記以外の主要項目）

## 6. ソブリンリスクの取扱い

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier 1）の25%（G-SIBs間取引は15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張していた。

こうした議論を踏まえ、2015年1月のGHOS会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとされていたところ、2017年12月、バーゼル委員会は、現行の規制上の取扱いを変更するコンセンサスが形成されなかったため、検討を完了し、現行の規制上の取扱いを維持することを決定した。併せて、これまでの検討において提起された潜在的な考え方（アイデア）を紹介したディスカッションペーパーを公表した。

## 7. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乘せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表され、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乘せが適用されている（資本上乘せは2016年から段階的に実施されており、2019年から完全実施される予定）。

G-SIBsの選定手法は、国際的な銀行システムや銀行のビジネスモデルの構造的な変化を踏まえて、3年ごとに見直すこととされており、2017年3月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表され、2018年7月に最終化された。見直しのポイントは以下のとおり。

- ① G-SIB選定の計算対象として、銀行グループの保険子会社に係る計数を算入するよう、取扱いを統一
- ② セカンダリー市場における銀行の活動を把握する指標として、新たに証券トレーディング指標を追加
- ③ 対外与信・対外負債指標において、デリバティブ取引に関するデータを算入し、対外負債指標については、単体ベースから連結ベースに変更
- ④ G-SIB選定に用いられた数値が開示された数値と異なる場合は、速やかに次の四半期開示において訂正することを義務付け
- ⑤ G-SIBサーチャージについて、新たにバケット水準を割り込んだ銀行について、公表の翌年より低い水準を適用するよう取扱いを明確化

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的に行われており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。

